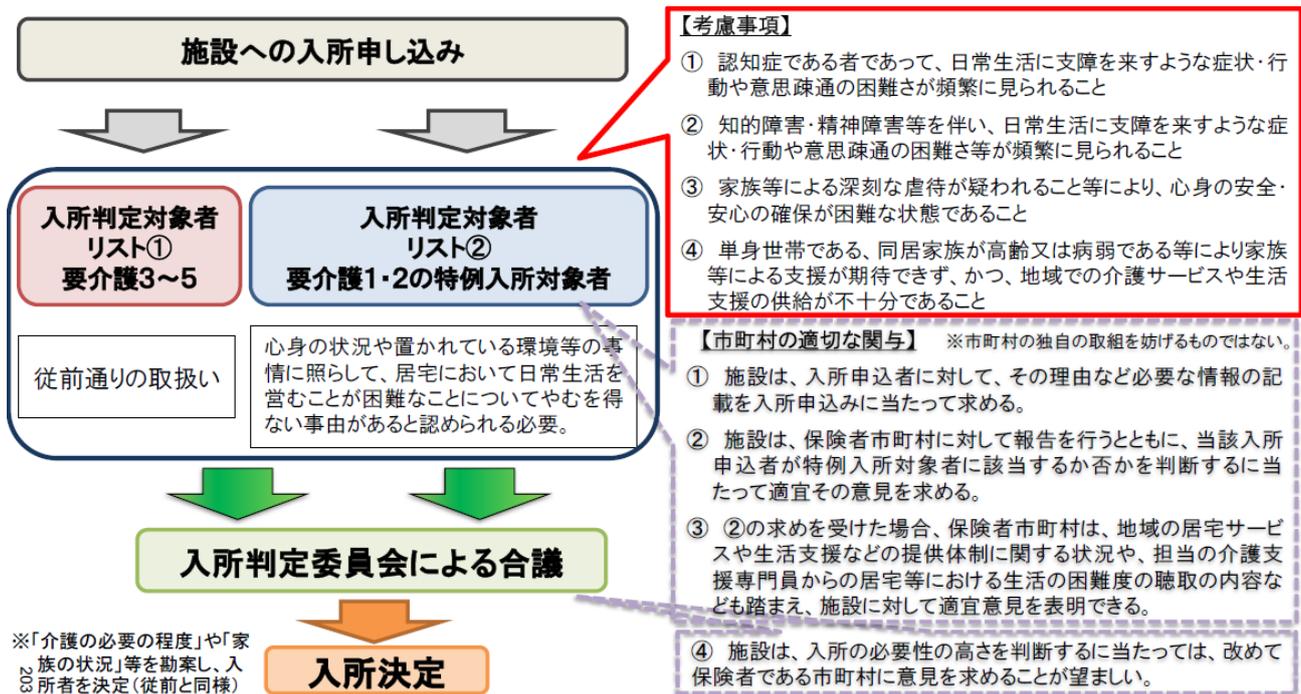


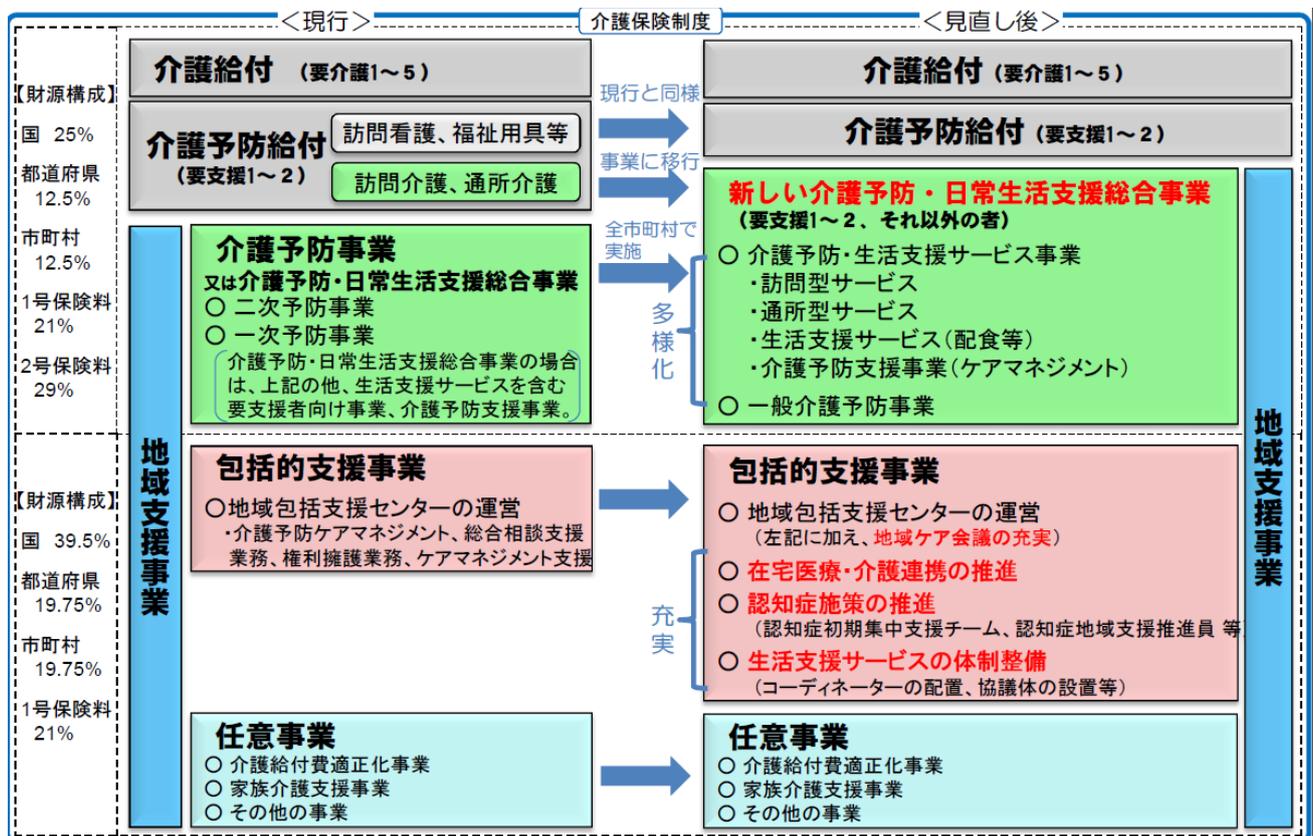
資料 3

■介護老人福祉施設への入所が原則要介護3以上に（平成27年4月から開始予定）



大阪府HP:<http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/osirase5/nyuusyosennkou.html>

■介護予防・日常生活支援総合事業について（平成29年4月から開始予定）



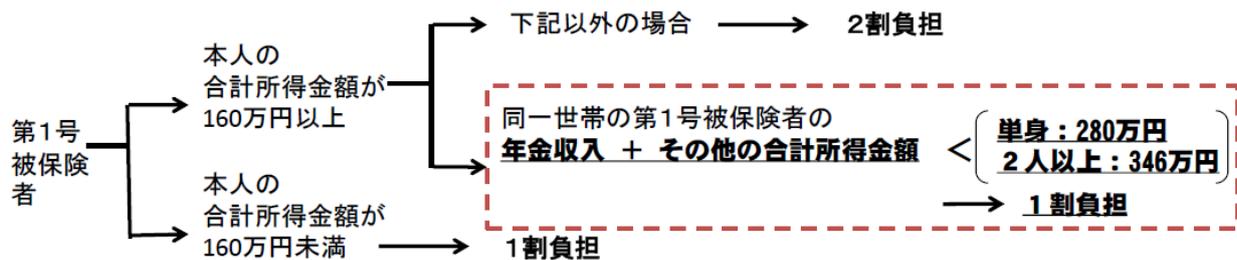
資料 3

■一定以上所得者の負担割合の見直しについて（平成27年8月から開始予定）

一定以上所得者の自己負担割合が平成27年8月から2割に改正される。

基準

- 65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）を基本とする。
- 合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースについては、その負担能力を考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻す。



■高額介護サービス費の見直し（平成27年8月から開始予定）

同一世帯内に現役並み所得者がいる場合は、その世帯の負担上限額を44,000円とする。

基準

- 同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の者がいる場合に、その世帯の負担の上限額を44,400円とする。 〈見直し後〉
- 現役並み所得相当の者の基準(政令で規定予定)は、高齢者医療と同様とし、
 - ・ 課税所得145万円以上
 - ・ ただし、課税所得145万円以上の場合でも、同一世帯内の第1号被保険者の収入が
 - 1人のみの場合383万円
 - 2人以上の場合520万円
 に満たない場合には、一般に戻す。(上限37,200円)

	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)